

埼玉県万引き防止官民合同会議規約

(名称)

第1条 この会議は、埼玉県万引き防止官民合同会議（以下「会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 会議は、警察、行政、関係団体、事業者等が「万引きは犯罪である。万引きは絶対許さない。」という意思の下、官民の垣根を越えた総合的な万引き防止対策を展開することにより、真に「安全・安心な埼玉県」を実現することを目的とする。

(任務)

第3条 会議は、万引きを軽視する社会風潮を払拭し、人々の規範意識を高めるとともに、次の万引き防止対策に取り組む。

(1) 社会総ぐるみでの規範意識の向上に向けた取組

警察、行政、学校、関係団体及び事業者だけでなく、家庭、地域住民等が協働し、「万引きを許さない」という社会気運を高める取組を展開する。

(2) 万引きをさせない環境づくりへの取組

被害者となる事業者においては、お客様に対する積極的な声掛け、適切な商品陳列等「万引きしにくい店舗づくり」に努める。

(3) 万引きを発見した際の警察への通報の推進

万引きが発生した店舗においては、犯人が2度と万引きを繰り返さないようにするため、警察への通報に努める。

(構成)

第4条 会議は、埼玉県万引き防止官民合同会議構成表（別表1）に掲げる団体等で構成する。

2 第5条第2項に定める議長は、必要があると認めるときは、会議を構成する団体又は事業者を追加することができる。

(役員)

第5条 会議に議長及び副議長を置く。

2 議長は、埼玉県警察本部生活安全部長をもって充てる。

3 議長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副議長は、埼玉県県民生活部県民共生局長及び埼玉県販売防犯連絡協議会会長をもって充てる。

5 副議長は、議長を補佐する。

(総会)

第6条 会議の総会は、議長が招集する。

2 議長は、必要があると認めるときは、総会に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(検討部会)

第7条 会議に、万引き防止対策を効果的に推進するため、次の検討部会を置く。

- (1) 総務部会
 - (2) 規範意識向上部会
- 2 検討部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
 - 3 部会長は、万引き防止対策を推進するため、検討部会にワーキングチームを設置することができる。
 - 4 ワーキングチームの運営に関し必要な事項は、部会長が定める。
 - 5 副部会長は、部会長を補佐する。

(検討部会の会合)

第8条 検討部会の会合は、部会長が招集し、これを主宰する。

- 2 会議の構成員は、部会長の許可を得て検討部会の会合に出席し、意見等を申し立てることができる。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、検討部会の会合に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(総務部会)

第9条 総務部会の業務内容は次のとおりとする。

- (1) 総会及び各種行事開催に係る事項
 - (2) 広報啓発活動に関する事項
 - (3) 情報ネットワークの構築
 - (4) 犯罪情勢の調査、分析及び対策
 - (5) 万引きの起きにくい環境づくりに関する事項
 - (6) その他規範意識向上部会の所管に属さない事項
- 2 総務部会の構成は、総務部会構成表(別表2)のとおりとする。
 - 3 総務部会の部会長は、必要があると認めるときは、本部会を構成する部会員を追加することができる。

(規範意識向上部会)

第10条 規範意識向上部会の業務内容は次のとおりとする。

- (1) 規範意識向上のための施策の検討及び実施
 - (2) 社会の^{きずな}絆の強化に向けた施策の推進
 - (3) 教育用資料等の検討及び作製
 - (4) 各種教室等の検討及び開催に関する事項
- 2 規範意識向上部会の構成は、規範意識向上部会構成表(別表3)のとおりとする。
 - 3 規範意識向上部会の部会長は、必要があると認めるときは、本部会を構成する部会員を追加することができる。

(議決)

第11条 総会及び検討部会の議事は、出席者の過半数で決する。

(事務局)

第12条 会議の事務局は、埼玉県警察本部生活安全部生活安全総務課地域安全対策推進室に置く。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規約は、平成24年2月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年2月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年2月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年2月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年2月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年2月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年2月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年2月12日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年2月4日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年2月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年2月28日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年2月17日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年2月6日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年2月5日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年1月16日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

埼玉県万引き防止官民合同会議構成表

順不同

埼玉県警察 (7 所属)
生活安全部 生活安全総務課 生活安全部 少年課 警務部 警務課 地域部 地域総務課 刑事部 捜査第三課 刑事部 組織犯罪対策局組織犯罪対策第二課 さいたま市警察部 総務課
埼玉県 (7 所属)
総務部 学事課 県民生活部 防犯・交通安全課 県民生活部 青少年課 福祉部 社会福祉課 福祉部 高齢者福祉課 福祉部 こども安全課 産業労働部 商業・サービス産業支援課
埼玉県教育局 (1 所属)
市町村支援部 生徒指導課
さいたま市 (5 所属)
市民生活部 市民生活安全課 子ども育成部 子ども・青少年政策課 子ども家庭総合センター 児童相談所 長寿応援部 高齢福祉課 商工観光部 商業振興課
さいたま市教育委員会 (1 所属)
学校教育部 生徒指導課
関係団体 (14 団体)
埼玉県販売防犯連絡協議会 公益社団法人埼玉県防犯協会連合会 埼玉県 P T A 連合会 さいたま市 P T A 協議会 公益財団法人埼玉県老人クラブ連合会 埼玉県質屋組合連合会 埼玉県書店商業組合 埼玉県古書籍同業組合 一般社団法人埼玉県商工会議所連合会 埼玉県商工会連合会 一般社団法人埼玉県警備業協会 一般社団法人埼玉県防犯設備士協会 埼玉県コンビニエンス・ストア防犯協議会 特定非営利活動法人日本ガーディアン・エンジェルズ

事業者	
大規模商業施設（24事業者）	
イオンモール株式会社 （イオンモール羽生）	高崎ターミナルビル株式会社 （アズ熊谷店）
イオンモール株式会社 （イオンレイクタウン kaze）	三菱地所・サイモン株式会社 （ふかや花園プレミアム・アウトレット）
イオンモール株式会社 （イオンモール川口前川）	ドラッグストア（10事業者）
イオンモール株式会社 （イオンモール春日部）	ウエルシア薬局株式会社
イオンモール株式会社 （イオンレイクタウン mori）	スギホールディングス株式会社
イオンモール株式会社 （イオンモール上尾）	株式会社マツキヨココカラ&カンパニー
イオンモール株式会社 （イオンモール川口）	株式会社ウエルパーク
イオンリテール株式会社 （北関東カンパニー）	株式会社富士薬品
イオンリテール株式会社 （イオン川口前川店）	株式会社セキ薬品
イオンリテール株式会社 （イオンスタイル川口）	株式会社カワチ薬品
片倉工業株式会社（コクーンシティ）	株式会社サンドラッグ
浦和商業開発株式会社 （コミュニティプラザ・コルソ）	株式会社クスリのアオキ
株式会社パルコ（パルコ浦和店）	株式会社コスモス薬品
株式会社ルミネ（ルミネ大宮店）	ホームセンター（5事業者）
株式会社セブン&アイ・クリエイトリック （Ario 川口）	株式会社カインズ
双日商業開発株式会社 （モラージュ菖蒲）	株式会社島忠
三井不動産商業マネジメント株式会社 （三井アウトレットパーク入間）	株式会社ジョイフル本田
三井不動産商業マネジメント株式会社 （ステラタウン）	株式会社ドン・キホーテ
三井不動産商業マネジメント株式会社 （ららぽーと新三郷）	アークランズ株式会社
三井不動産商業マネジメント株式会社 （ららぽーと富士見）	スーパーマーケット（10事業者）
東武ビルマネジメント株式会社 （新越谷 VARIE）	株式会社西友
双日商業開発株式会社 （SCニッポーモール）	株式会社ベルク
	株式会社マルエツ
	株式会社イトーヨーカ堂
	株式会社ヤオコー
	株式会社カスミ
	株式会社コモディイイダ
	株式会社ベイシア
	株式会社いなげや
	株式会社マミーマート
	百貨店（1事業者）
	株式会社三越伊勢丹（伊勢丹浦和店）
	家電量販店（1事業者）
	株式会社でんきち
	玩具量販店（1事業者）
	日本トイザラス株式会社

別表2（第9条関係）

総務部会構成表

役職	職名
部会長	埼玉県警察本部生活安全部生活安全総務課長
副部会長	埼玉県県民生活部防犯・交通安全課長 さいたま市市民生活部参事
部会員	<ul style="list-style-type: none"> ○埼玉県警察 <ul style="list-style-type: none"> 警務部警務課企画・国際調整室長 生活安全部生活安全総務課地域安全対策推進室長 刑事部捜査第三課課長補佐（指導・手口・捜査） 刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策第二課課長補佐（国際捜査企画・共助） さいたま市警察部総務課補佐官（企画） ○埼玉県 <ul style="list-style-type: none"> 県民生活部防犯・交通安全課主幹 総務部学事課主幹 産業労働部商業・サービス産業支援課主幹 ○埼玉県教育局 <ul style="list-style-type: none"> 市町村支援部生徒指導課主幹 ○さいたま市 <ul style="list-style-type: none"> 市民生活部市民生活安全課課長補佐 商工観光部商業振興課課長補佐 ○さいたま市教育委員会 <ul style="list-style-type: none"> 学校教育部生徒指導課課長補佐 ○関係団体・事業者 <ul style="list-style-type: none"> 埼玉県販売防犯連絡協議会 公益社団法人埼玉県防犯協会連合会 株式会社ウェルパーク 株式会社ベルク

別表3（第10条関係）

規 範 意 識 向 上 部 会 構 成 表

役 職	職 名
部 会 長	埼玉県警察本部生活安全部少年課長
副 部 会 長	埼玉県教育局市町村支援部生徒指導課長 さいたま市教育委員会学校教育部生徒指導課長
部 会 員	<ul style="list-style-type: none"> ○埼玉県警察 <ul style="list-style-type: none"> 生活安全部生活安全総務課課長補佐（地域安全対策） 生活安全部少年課課長補佐（企画・指導） 地域部地域総務課課長補佐（企画） ○埼玉県 <ul style="list-style-type: none"> 県民生活部防犯・交通安全課主幹 県民生活部青少年課主幹 福祉部社会福祉課主幹 福祉部高齢者福祉課主幹 福祉部子ども安全課主幹 ○埼玉県教育局 <ul style="list-style-type: none"> 市町村支援部生徒指導課主幹 ○さいたま市 <ul style="list-style-type: none"> 市民生活部市民生活安全課課長補佐 長寿応援部高齢福祉課課長補佐 子ども育成部子ども・青少年政策課課長補佐 子ども家庭総合センター児童相談所参事 ○さいたま市教育委員会 <ul style="list-style-type: none"> 学校教育部生徒指導課課長補佐 ○関係団体・事業者 <ul style="list-style-type: none"> 埼玉県PTA連合会 さいたま市PTA協議会 財団法人埼玉県老人クラブ連合会 イオンモール株式会社（イオンレイクタウンkaze）